

やさしさと・・・

ぬくもりと・・・

ほほえみと・・・

社会福祉法人 和寒町社会福祉協議会

和寒町短期入所サービスセンター芳生苑

北海道指定 第0173200809(平成20年4月1日)

指定短期入所生活介護

指定介護予防短期入所生活介護

利用のご案内



社会福祉法人 和寒町社会福祉協議会
和寒町短期入所サービスセンター芳生苑

〒098-0111 上川郡和寒町字三笠6番地 Tel0165-32-3164 Fax0165-32-4139

【当施設の運営方針】

要介護状態等になった方が可能な限り施設やその家庭において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう心身機能の維持及びご家族の身体的、精神的負担の軽減に努めます。また関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービス等を提供する機関との密接な連携をとり、継続的に「介護」「保健」「医療」「福祉」のサービスを利用できるよう必要な援助を講じます。

【ショートステイとは】

ショートステイとは、要介護認定を受けた方が施設に期間限定で短期間入所し、日常生活の支援を受けることのできる介護サービスです。

自宅で介護しているご家族が旅行・病気その他の理由で介護ができなくなった場合、一定期間入所していただきご家族に代わって介護いたします。

滞在中はできるだけご自宅で生活されているようにしていただいて構いません。また、ご自分でできることはしていただくことを基本としています。ご家庭で使い慣れたものがあればご持参ください。

【サービス内容】

(1) 食事について

	朝 食	昼 食	夕 食
食堂以外	午前 7 時 20 分～	午前 11 時 20 分～	午後 4 時 50 分～
食 堂	午前 7 時 50 分～	午前 11 時 50 分～	午後 5 時 20 分～

普段から食べ慣れているものや好物、また体に合わないものなど利用時にお伝えください。また、食後は、お口の中を清潔に保てるようお手伝いをいたします。

(2) トイレについて

短期入所専用居室については各部屋に、それ以外の居室はその棟にトイレを用意しています。体が不自由な方でも使いやすいトイレです。

必要に応じて、ポータブルトイレもご利用いただけますので、ご希望がありましたら遠慮なくお申し出ください。

オムツを使用される場合はその方の身体状況に応じて、紙オムツや尿取りパッドなどを使用していただきます。利用中に使用する紙オムツ等についてはこちらでご用意しておりますので、お使い下さい。※費用についてはサービス利用料に含まれていますので、別途かかることはありません。

※個々の尊厳を、充分配慮し支援させていただきます。

(3) 入浴について

身体状況に応じて浴槽の種類や介助を提供いたします。

※状態により入浴日が変わることがあります。

プライバシーに充分注意し、ゆったりと入浴して頂けるよう配慮いたします。

浴槽の種類	入浴日
特殊浴槽	週2回
車椅子(リフト)浴槽	//
一般浴槽	//



(4) リハビリ・レクリエーションについて

日常生活の中で移乗動作や立ち上がり動作など、ご本人が出来ることを大切に、残存機能を活用しながら生き生きと暮らしていけるようなケア（生活リハビリテーション）を行っていきます。

レクリエーションは唄体操やゲームなどを行っています。また季節に合わせての行事なども行っています。

【ご用意いただくもの】

- 後期高齢者医療被保険者証・健康保険証(コピーでも可)
- 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証
- 衣類(肌着・下着・上衣・下衣・パジャマ・靴下等 3~5組)
※洗濯は苑にて無料で行っております。(乾燥機を使用しますので、毛糸のものは、できるだけご遠慮ください)
※衣類にはすべて名前を黒マジックで書き入れて下さい。
- 洗面道具(洗面器、タオル2~3枚、歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、コップ等)
※義歯を使用されている方は、ケースと義歯洗浄剤
- 常用薬(利用日数分)
- 上靴(かかとのある靴。介護シューズが望ましい。)
- その他(ティッシュ、大判バスタオル2~3枚、タオルケット1~2枚)
※日常使っている介護器具(歩行器・杖など)があればご持参ください。

【用意しなくてもよい物】

- 入浴時のバスタオルや石鹸、シャンプー
- 茶碗、箸などの食器類

【面会】

面会時間は午前7時~午後8時までです。それ以外でも急用がある場合などは電話していただくか、玄関横のインターホンでお知らせください。

面会で来苑された時は、玄関においてある面会簿に記名してください。

面会時に食べ物をご持参された場合は、お手数ですがお近くの職員までお知らせ下さい。

※現在、新型コロナウイルス感染防止の対応をとっております。ガラス越しの面会や、通話アプリ「ライン」の顔をみながら話せるビデオ通話での対応となりますので、面会をご希望の方は、お電話にてご連絡ください。

また、差し入れに関しましても、食中毒予防の観点から生もの等は控えていただいておりますのでご協力お願いいたします。

【利用料】

利用される方の要介護度等によって金額が異なります。また利用できる日数も要介護度等に応じて決められています。申し込みされる時、または来苑された時にお尋ねください。

【入退苑時の送迎】

歩行が難しい、車椅子を使っている等、ご家族様による送迎が困難なときは苑で送迎いたします。申し込み時にその旨をお知らせください。

【利用期間中の通院】

在宅からのご利用のため受診は基本的に、ご家族様での対応となります。

夜間帯の対応（経過観察、受診などの判断）についても利用時に確認させていただきます。体調不良時の受診に置いても、ご家族様の対応となりますので、すぐにご対応いただける方を利用時にお知らせ下さい。

緊急時には救急車をお呼びしますので、救急搬送された病院へ向かっていただきます。

町外医療機関などへの定期的な通院は、ご家族様で対応していただくか、かかりつけ医にその間の受診についてご相談願います。

【利用中の外出】

- 利用中、外出を希望される場合は事前にお申し出ください。送迎などは行っておりませんので、ご家族様で対応をお願い致します。

【利用中の注意事項】

- 他に入所者様たちとの共同生活となります。お互い安心安全に過ごせるようお願いいたします。
- 施設内は禁煙です。喫煙は決められた場所で行います。タバコやライターは職員がお預かりいたします。
- 利用時には身体状況や生活状況などをお聞きし、安全に過ごしていただけるよう支援していきますが、慣れたご自宅ではない施設で過ごされますので、日中・夜間ともに転倒などの危険があることをご理解くださいますようお願いいたします。

【ご家族の方へ】

- 来苑時に、利用される方の最近の身体状況や生活状況、性格、希望されることなどをお話ください。
- 現金は、利用される方がご自分で管理できる分については構いませんが、それ以外の現金は基本的には苑でお預かりできません。ご了承ください。もし、お持ちになられた場合は、事務所金庫にてお預かりいたします。
- ご不明な点がございましたら遠慮なくご相談ください。

**社会福祉法人 和寒町社会福祉協議会
和寒町短期入所サービスセンター芳生苑**

〒098-0111 上川郡和寒町字三笠6番地

TEL 0165-32-3164 FAX 0165-32-4139

短期入所生活介護（ショートステイ） 料金表

サービス利用料（従来型個室）

(1日当たり)

	介護予防短期入所		短期入所				
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用にかかる基本利用料	446円	555円	596円	665円	737円	806円	874円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円 介護職員の総数のうち、介護福祉士を50%以上配置しています。						
看護体制加算（Ⅰ）	/		4円 常勤の看護師を1名配置しています。				
自己負担金合計	452円	561円	606円	675円	747円	816円	884円

その他の加算費用

送迎加算（片道） 自宅→施設・施設→自宅まで送迎を希望する場合	184円
------------------------------------	------

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(サービス利用自己負担額+各加算)×日数× 8.3% の額
---------------	--------------------------------------

新型コロナ対応特例（0.1%上乘せ） 令和3年9月30日まで

1月当たりの基本利用料（加算除く）に0.1%を乗じた額が上乘せされます。

※介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じた料金を頂きます。（1割～3割）

滞在費及び食費（介護保険の給付対象とならないサービス）

令和3年8月1日現在

負担段階	対象となる方	滞在費	食費	内訳
第1段階	・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	320円	300円	朝食 70円 昼食 130円 夕食 100円
第2段階	・住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円以下の方	420円	600円	朝食 140円 昼食 250円 夕食 210円
第3段階①	・住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万円以下の方	820円	1,000円	朝食 230円 昼食 420円 夕食 350円
第3段階②	・住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年120万円超の方		1,300円	朝食 300円 昼食 550円 夕食 450円
第4段階	・住民税課税世帯に属する方 ・本人が住民税課税の方	1,171円	1,445円	朝食 340円 昼食 600円 夕食 505円

- ★ 所得の低い方については、負担が過大にならないように負担限度額が設定されます。介護保険係で申請をお願いいたします。

※所得の低い方におかれましては、負担が過大にならないよう、負担限度額が設けられます。ショートステイご利用前に、保健センター介護保険係にて負担限度額認定申請をお願いいたします。（町外の方につきましては、要介護認定申請を受けた市区町村の介護保険担当係で申請をお願いいたします）第1段階～第3段階に該当となった方は、利用時に『介護保険負担限度額認定証』をご提示ください。

高額介護サービス費について

- ・介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。高額介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた時は、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方の負担限度額は月額44,400円です。
- ・令和3年8月からは、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定年収以上の高所得者世帯について、負担限度額の見直しが行われます。

区 分		負担の上限額（月額）
新設	課税所得 690万円（年収約 1,160万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得 380万円（年収約 770万円）～課税所得 690万円（年収約 1,160万円）未満	93,000円（世帯）
	市町村民税課税～課税所得 380万円（年収約 770万円）未満	44,400円（世帯）
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
	生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）

※お問い合わせ

和寒町短期入所サービスセンター 芳生苑

〒098-0111 上川郡和寒町字三笠6番地
TEL 0165-32-3164 FAX 0165-32-4139